

## 令和2年度 第1回 鳥取県中部地域公共交通協議会（書面開催）

### 1 報告事項

副会長、監査委員の指名について

副会長（1名）

監査委員（2名）

### 2 議事

（1）令和元年度事業報告及び決算報告について

（2）令和2年度事業計画（案）及び予算（案）について

### 3 その他

（1）鳥取県中部地域公共交通網形成計画に基づく再編路線の利用状況

（2）鳥取県中部地域公共交通網形成計画における再編事業内容及び各種事業実施状況

#### 【配布資料】

資料1 副会長、監査委員の指名について

資料2 令和元年度事業報告及び決算報告資料

資料3 令和2年度事業計画（案）及び予算（案）資料

資料4 鳥取県中部地域公共交通網形成計画に基づく再編路線の利用状況

資料5 鳥取県中部地域公共交通網形成計画における再編事業内容及び各種事業実施状況について

資料6 委員名簿（令和2年4月1日時点）

資料7 鳥取県中部地域公共交通協議会設置要綱



## 報告事項

## 副会長、監査委員の指名について

委員の任期が令和2年3月31日をもって満了したことに伴い、鳥取県中部地域公共交通協議会設置要綱第4条第2項及び第12条第2項の規定により、下記のとおり副会長、監査委員を指名しましたので報告します。

令和2年4月1日現在

副会長	米子工業高等専門学校	教授	加藤 博和（再任）
監査委員	J R 西日本米子支社	倉吉駅長	渡邊 眞二（再任）
監査委員	倉吉市地域公共交通会議	会長	羽根田 真弓（再任）

議事（1） 令和元年度事業報告及び決算報告

**令和元年度事業報告書**

期 日	事業内容	協議事項等
令和元年 5 月 22 日	第 1 回 幹事会	第 1 回鳥取県中部地域公共交通協議会の開催について
令和元年 6 月 4 日	第 1 回 協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中部地域公共交通再編実施計画及び中部地域公共交通網形成計画の延長について</li> <li>・ 令和元年 10 月運行開始分について</li> <li>・ 赤碕線の路線再編に関する意見について</li> <li>・ 令和元年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（計画推進事業）について</li> </ul>
令和元年 10 月 16 日	第 2 回 幹事会	第 2 回鳥取県中部地域公共交通協議会の開催について
令和元年 10 月 31 日	第 2 回 協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 30 年度事業報告及び決算報告について</li> <li>・ 鳥取県中部地域公共交通網形成計画の評価指標について</li> <li>・ 路線再編：令和元年 10 月実施分等に関する報告について</li> <li>・ 路線再編：令和 2 年 4 月以降運行開始分の検討状況について</li> </ul>

令和元年度収支決算報告書

1 歳入

(単位：円)

款	項	目	決算額	予算額	増減	内容
1 負担金	1 負担金	1 負担金	139,309	471,400	△332,091	倉吉市
2 補助金	1 補助金	1 補助金	1,935,987	1,936,000	△13	国庫補助 968,000 県費 967,987
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	11	0	11	預金利息 前年度の補助金利息
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入	4	0	4	預金利息 負担金利息 2 補助金利息 2
歳入合計			2,075,311	2,407,400	△332,089	

2 歳出

(単位：円)

款	項	目	決算額	予算額	増減	内容
1 運営費	1 会議費	1 会議費	117,200	448,400	△331,200	協議会幹事会委員報酬、 費用弁償 ※事務費へ3,000円流用
	2 事務費	1 事務費	22,111	23,000	△889	通信運搬費等 ※会議費より3,000円流用
2 事業費	1 事業費	1 事業費	1,936,000	1,936,000	0	地域公共交通網形成計画 の事業推進等に係る費用 (圏域バスマップ作成、商 業施設との連携による利 用促進チラシ等作成)
歳出合計			2,075,311	2,407,400	△332,089	

歳入合計 2,075,311円 - 歳出合計 2,075,311円 = 差引 0円

# 監 査 報 告

鳥取県中部地域公共交通協議会の令和元年度会計決算について、関係帳簿、証拠書類、預金通帳等に基づき監査を行った結果、すべて適正に処理されていることを認めました。

令和2年5月26日

鳥取県中部地域公共交通協議会長 様

監査委員 J R 西日本米子支社 倉吉駅長

渡邊 真二 

監査委員 倉吉市地域公共交通協議会 会長

羽根田 真弓 

議事（2） 令和2年度事業計画（案）及び当初予算（案）について

○令和2年度事業計画（案）

鳥取県中部圏域の地域公共交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画の実施に係る連絡調整を行い、事業を実施する。

- ・ 関係機関と連携した利用促進活動を実施する。
- ・ 平成29年度に策定した「地域公共交通網形成計画」推進のための利用促進事業を実施する。
- ・ 令和元年度に策定した「地域公共交通再編実施計画」推進のための再編事業を実施する。

○令和2年度当初予算（案）

1 歳入

（単位：円）

款	項	目	内容
1 負担金 397,000	1 負担金 397,000	1 負担金 397,000	倉吉市 264,000、三朝町 54,000 湯梨浜町 37,000、琴浦町 14,000 北栄町 28,000
2 補助金 1,309,000	1 補助金 1,309,000	1 補助金 1,309,000	国庫補助 654,000 県費 655,000
3 繰越金 0	1 繰越金 0	1 繰越金 0	
歳入合計：		1,706,000	

2 歳出

（単位：円）

款	項	目	内容
1 運営費 397,000	1 会議費 367,000	1 会議費 367,000	協議会・幹事会委員報酬
	2 事務費 30,000	1 事務費 30,000	消耗品費、通信運搬費
2 事業費 1,309,000	1 事業費 1,309,000	1 事業費 1,309,000	地域公共交通網形成計画推進等に係る費用（圏域バスマップ作成、再編路線の利用状況調査・分析）
3 予備費 0	1 予備費 0	1 予備費 0	
歳出合計：		1,706,000	

【運営費内容】

「地域公共交通網形成計画」推進のための利用促進事業実施、「地域公共交通再編実施計画」推進のための再編事業実施に向けた継続検討の必要があり、協議会：年2回、幹事会：年2回を開催するための経費。

【参考】

- ・ 関係機関と連携した利用促進活動に要する経費については、各関係機関（県市町、バス事業者）において対応。
- ・ 昨年度実施した高校生・企業向け利用促進チラシ作成等については継続実施。

## その他（１）

## 鳥取県中部地域公共交通網形成計画に基づく再編路線の利用状況

R2年6月

- 倉吉西高校、倉吉総合産業高校への通学利用は堅調に推移しており、特に今春の倉吉西高生のバス利用は前年比約3倍と大幅に増加した。
- 一方、新型コロナウイルス感染症の影響により、観光利用が主の青山剛昌ふるさと館や出張利用があった西倉吉工業団地のバス乗降者が4、5月に減少しており、今後の外出自粛緩和による利用者の回復具合を注視する必要がある。
- また、R2年4月に開始した倉吉市河北地域への乗り入れ便については、信生病院、河北プラザでの利用がみられる。

## 1 R1年10月の再編路線

## (1) 赤碕線及び北条線の青山剛昌ふるさと館経由便

- ・2月までは休日を中心に多い日には、上下便あわせて延べ10人以上が青山剛昌ふるさと館バス停で乗降。
- ・新型コロナウイルス感染防止のための外出自粛やふるさと館休館の影響により、3月下旬から同バス停の乗降者が激減。4、5月はほとんど乗降無し。

## (2) 赤碕線の西倉吉経由便

- ・通学便である7:11赤碕駅発の西倉吉経由便の西倉吉での降車人数※が大幅に増加。  
※R元年10月：3.25人/日 → R2年5月：11.44人/日
- ・それとともに、赤碕線を利用する倉吉西高校の通学定期券購入者※が約3倍に増加。  
※H31年4月：5人 → R2年4月：14人

## (3) 倉吉総合産業高校の通学便

- ・冬（12月、1月）は上下便あわせて1日平均10人以上が利用。特に朝の便の需要が多く、12月の多い日には24人もの生徒が乗車。
- ・春（4月、5月）は朝の便を中心に数名ではあるが、ほぼ毎日利用がある。夕方の便は利用がほとんどないが、雨の日には利用が多くなる傾向があり、多い日には12人もの生徒が利用した。

## (4) 社線、北谷線の西倉吉工業団地内経由便

- ・冬（12月、1月、2月）は朝夕の便を中心に、工業団地バス停を利用する者が毎日2～3名程度いたが、春はほとんど利用が無い。

## 2 R2年4月の再編路線

## ○北条線・橋津線の国道179号線経由便

- ・バス会社によると、信生病院、河北プラザでの利用がみられる。詳細な乗降者数は6月中に調査する。



現状・課題	事業内容	実施状況及び今後の主な取組み
<p>[利用者ニーズへの対応]</p> <p>○目的地への移動利便性の向上 バスサービスの満足度が低い項目である「運行本数」「ダイヤ」「最終便の時間」「待合環境」「料金」「運行経路」の改善により、目的地への移動利便性を向上させる必要がある。</p> <p>○移動時間帯に応じた利便性の向上 朝の時間帯は通勤・通学利用が中心で定時性が求められ、それを過ぎると通院や買物移動の需要に移り、高齢者にはお昼前後に帰宅したいというニーズがある。時間帯に応じて利用者層や公共交通へのニーズも変わることから、移動時間帯に応じた利便性の確保が求められる。</p> <p>○外来者や観光客に対応したバスサービスの向上 公共交通で訪れた県外観光客、外国人観光客あるいは仕事等による来訪者の移動手段として、路線バスの利用促進を図っていく必要がある。そのためには、観光客等の動向に対応した路線・ダイヤの確保、わかりやすい情報提供等により使いやすいバスサービスが望まれる。</p> <p>○移動不便地域・公共交通空白地域への対応 バスの乗り継ぎがスムーズにいかず移動の際に長い待合時間が発生する移動不便地域や、バスが利用しにくい公共交通空白地域に対し、接続の改善、タクシー等を積極的に活用したデマンド型乗合タクシーやタクシー助成の充実等、状況に応じた移動支援を行う必要がある。</p> <p>○待合環境・乗車環境の充実 未整備のバス停の整備推進に加え、乗降がしやすいように車両の低床化をさらに進めていくことやUD(ユニバーサルデザイン)タクシーの導入推進等を行っていく必要がある。</p>	<p>&lt;移動利便性の向上&gt;</p> <p><b>事業1-1</b> 通勤・通学利便性の向上</p>	<p>○通勤・通学時間帯のダイヤルートの改善 【検討主体：県・市町・交通事業者】 ※令和元年10月路線再編実施 ⇒赤碕線の定光寺入口から出口区間を福守町・鴨川町方面経由のルートに変更し、倉吉西高周辺を經由する路線を新設(上り3便、下り3便) ⇒倉吉駅から倉吉総産高区間を運行する倉吉総産高への通学便を新設(上り1便、下り1便)</p> <p>※R3年度路線再編を目指し検討中 ⇒倉吉駅から鳥取看護大学・鳥取短期大学(以下、鳥取短期大学等という。)間を運行する鳥取短期大学等への通学便の新設を検討中。鳥取短期大学等と交通事業者の委託条件、交通事業者の運転手勤務体制等も含め継続検討</p> <p>○西倉吉工業団地へのバスの乗り入れ 【検討主体：県・倉吉市・交通事業者】 ※令和元年10月路線再編実施 ⇒社線・北谷線の西福守町から国府西口区間を西倉吉工業団地内経由のルートに変更し、通勤便を新設(社線：上り2便、北谷線：上り1便・下り1便)</p>
	<p><b>事業1-2</b> 通院・買い物利便性の向上</p>	<p>○河北地域へのバスの乗り入れ 【検討主体：県・倉吉市・交通事業者】 ※令和2年4月路線再編実施 ⇒北条線・橋津線のルートの一部変更し、商業施設が集積する国道179号を經由する路線を新設(北条線：上り1便・下り2便、橋津線：上り3便・下り2便)</p> <p>○病院と商業施設間の移動ダイヤの改善 【検討主体：県・市町・交通事業者】 ※R3年度路線再編を目指し検討中 ⇒河北地域へのバスの乗り入れは実施済み。倉吉未来中心周辺へのアクセス利便性の改善とあわせダイヤの改善を検討する</p>
	<p><b>事業1-3</b> 倉吉市中心市街地内移動の利便性向上</p>	<p>○倉吉未来中心周辺へのアクセス利便性の改善 【検討主体：県・市町・交通事業者】 ※R3年度路線再編を目指し検討中 ⇒北側ルートの過密ダイヤの緩和、観光移動利便性向上、県立美術館(R6年開館予定)や医療機関へのアクセス改善等とあわせ、対象となる再編路線を検討中</p> <p>○医療機関へのアクセス利便性の改善 【検討主体：県・市町・交通事業者】 ※R3年度路線再編を目指し検討中 ⇒倉吉未来中心周辺へのアクセス利便性の改善とあわせ、厚生病院のアクセス改善を検討中</p> <p>※令和2年4月路線再編実施 ⇒河北地域へのバスの乗り入れとあわせ、信生病院へのアクセスを改善</p>

現状・課題	事業内容	実施状況及び今後の主な取組み
	<p><b>事業1-4</b> 観光移動の利便性向上</p>	<p>○観光地間をつなぐ路線・ダイヤの改善 【検討主体：県・市町・交通事業者】 ※令和元年10月路線再編実施 ⇒・北条線の起終点を由良駅とし、青山剛昌ふるさと館の営業時間帯（9～16時）に青山剛昌ふるさと館を経由する路線を新設（上り6便、下り6便） ・赤碕線の大栄庁舎前から由良新橋区間のルートの一部変更し、青山剛昌ふるさと館を経由する路線を新設（上り2便、下り2便）</p> <p>※R3年度以降路線再編を目指し検討中 ⇒三朝線と上井・三朝線の接続改善、フィギアミュージアム、白壁土蔵群・赤瓦、鳥取二十世紀梨記念館、三朝温泉などの観光地間を結ぶ路線の充実について、倉吉未来中心周辺のへのアクセス利便性の改善、三朝町内路線の再編と併せ検討する</p> <p>○観光客向けパスの発行・PR 【検討主体：県・市町・交通事業者】 ⇒全県区間で3日間乗り放題となる「乗り放題手形」、中部地域の一部区間で2日間乗り放題となる「湯～遊2デーパス」のPR</p> <p>○インバウンド対応の多言語化 【検討主体：県・市町・交通事業者】 ⇒バスマップの英語表記を追加。青山剛昌ふるさと館前に多言語案内板を整備。</p> <p>○地域イベントの連携 【検討主体：県・市町・交通事業者】 ⇒各団体等が実施するイベントチラシに公共交通を利用する記載をしていただくようイベント主催者へ依頼済み。引き続き来年度も依頼を行う</p>
	<p>&lt;乗り換え抵抗の低減化&gt; <b>事業2-1</b> 円滑な移動のための環境整備</p>	<p>○バス停及び主要拠点の待合環境整備 【検討主体：県・市町・交通事業者・住民】 ⇒再編計画の進捗にあわせ、新規バス停等の待合環境整備を検討中 ・県立美術館、鳥取看護大学・鳥取短期大学（整備済み） ・赤碕線（西福守町・福守町地内 3カ所） ・北谷線・社線（西倉吉工業団地内 2カ所） ・倉吉総合産業高校線（高等学校内 1カ所） ・北条線（青山剛昌ふるさと館前 1カ所） ・北条線・橋津線（国道179号沿い 5カ所）</p> <p>○住民等との協働による待合環境整備 【検討主体：県・市町・交通事業者・住民】 ⇒今後、バス停に鳥取短期大学等の学生のデザイン導入などを検討する</p> <p>○バス車両のバリアフリー化、UDタクシーの利活用の推進 【検討主体：県・市町・交通事業者】 ⇒国の車両償却費補助制度を活用しノンステップバスの導入を進め、バリアフリー化率が向上している</p> <p style="text-align: center;">(H29 末)      (H30 末)      (R1 末)</p> <p>【日ノ丸自動車】 74.1% ⇒ 80.0% ⇒ 83.57% 【日本交通】      78.9% ⇒ 82.0% ⇒ 85.06%</p>

現状・課題	事業内容	実施状況及び今後の主な取組み
<p>[新規需要の掘り起こしと利用促進]</p> <p>○高校生のバス利用の促進          高校生のバス通学者を増やすことは利用者増の有効手段となる。通学手段の自家用車送迎からバス利用への転換を促す意識啓発や特定期のPR等を通してバス利用者の拡大に努め、併せて保護者負担の軽減化を図る必要がある。</p> <p>○企業・事業所によるエコ通勤の促進          職場の近くにバス停はあっても自宅周辺にバス停がないことや、勤務体制が3交代などの変則勤務の場合はそれに見合ったダイヤがないことなどから、現状ではバスによる通勤は限定的である。その一方で、今回の企業等を対象にしたアンケート調査結果ではエコ通勤に興味を示すところもみられることから、ダイヤの改善や意識啓発活動による利用促進の展開が望まれる。</p> <p>○総合的な利用促進          バス利用者が減少する中で、上記のように対象者を絞り込んだ利用促進策のほかに、普段自家用車利用をしている人に対しても幅広く意識啓発を促すパーク&amp;ライドのほか総合的な利用促進の取り組みを行い、バス利用者の全体的な底上げを図る必要がある。</p>	<p>⇒UDタクシーを200台導入（うち中部地域30台）、環境整備（UD研修、乗り場整備）も実施済み。引き続き利活用策を検討する</p>	
	<p><b>事業2-2</b>          乗り換え接続の改善</p>	<p>○乗り換え接続時間の短縮化  <b>【検討主体：県・市町・交通事業者】</b>          ⇒通期・通学・通院時の利便性向上を図るため、今後、三朝町から倉吉市西部、赤碕町から倉吉市西部への乗換時の接続時間の短縮化を検討する</p> <p>○乗り換え情報の提供  <b>【検討主体：県・市町・交通事業者】</b>          ⇒今後、白壁土蔵群・赤瓦周辺のバス停に三朝方面へ行くバス路線への接続表示を検討する</p>
	<p><b>事業2-3</b>          ICカードの導入に関する研究</p>	<p>○ICカードの導入可能性の研究  <b>【検討主体：県・市町・交通事業者】</b>          ⇒ICカード導入には数億円単位の経費を要するため、QRコード決済導入の動きも含め、キャッシュレス化に向けて引き続き関係機関で検討する</p>
	<p>&lt;バス利用の促進&gt;  <b>事業3-1</b>          高校生のバス利用促進</p>	<p>○自家用車送迎からバス利用への移行促進  <b>【検討主体：県・市町・交通事業者・住民】</b>          ○割引定期のPRと利用促進  <b>【検討主体：県・市町・交通事業者・住民】</b>          ⇒高等学校別に利用促進チラシを配布済み。R1年度は中学3年生にも配布。引き続き実施する</p> <p>○新たな割引制度・助成制度の創設  <b>【検討主体：県・市町・交通事業者】</b>          ⇒鳥取環境大学の土日に学生が無料で路線バスを利用できるシステムなど、鳥取短期大学等への新たな割引制度の導入を引き続き検討する          ⇒R2年度から県市町村の通学費助成により、利用者の自己負担額が軽減（上限7千円）</p>
	<p><b>事業3-2</b>          高齢者等のバス利用促進</p>	<p>○割引定期のPRと利用促進  <b>【検討主体：県・市町・交通事業者・住民】</b>          ○新たな利用助成制度の創設  <b>【検討主体：県・市町・交通事業者】</b>          ⇒公共交通利用促進キャンペーンにあわせ、各市町老人クラブに割引定期等のPRを実施済み。今後、他地域の事例を参考に新たな割引制度の導入を検討する</p> <p>○運転免許自主返納者等、移動困難者への対応  <b>【検討主体：県・市町・交通事業者】</b>          ⇒倉吉市がH30年度より運転免許自主返納者への支援を開始。今後、各自治体での取組の拡充・見直し等を検討する          &lt;支援概要&gt; ※支援要件あり          ・シルバー定期券「グランド70」又はタクシー共通乗車券25,000円分を自己負担2,000円で購入できるよう助成（年2回）</p>

現状・課題	事業内容	実施状況及び今後の主な取組み
<p>[情報提供の強化]</p> <p>○多様な情報提供と内容の充実 観光客や地域外の来訪者がバスを利用する際、スマホ等で路線や時刻、乗り継ぎの情報等を取得することが多い。これらに対応するためインターネット等を活用した情報提供の強化を図る。</p> <p>また、バス利用者の利便性向上を図るため、地域住民をはじめ、観光客等に分かりやすい時刻表、バスマップ等の作成を行う。</p>	<p><b>事業3-3</b> 企業・事業所のバス利用促進</p>	<p>○企業・事業所への意識啓発の取組み 【検討主体：県・市町・交通事業者】 ⇒社線、高城線の西倉吉工業団地乗り入れに伴い、沿線の企業に利用を呼びかけ。</p> <p>○パーク&amp;ライドの促進 【検討主体：県・市町・交通事業者・住民】 ⇒公共交通利用促進キャンペーンや企業・事業所の公共交通利用促進チラシの配布等とあわせ働きかけを行う</p>
	<p><b>事業3-4</b> バス体験活動の実施</p>	<p>○バスの乗り方教室・体験試乗会の開催 【検討主体：県・市町・交通事業者・住民】 ⇒公共交通を積極的に利用する意識の醸成を図るため、鳥取県中部福興祭と連携し、公共交通の乗り方教室を開催。引き続き来年度も実施する</p> <p>日時：10月19日（土） 場所：倉吉銀座通り イベント名：FESTA DEL GINZA ～福高祭2019～ 実施内容：バス車両・UDタクシーの体験乗車、パネル展示、お得な情報の紹介・資料配布など 来訪者数：約100名</p> <p>○商業施設等とのタイアップによる利用促進 【検討主体：県・市町・交通事業者・住民】 ⇒商業施設19店と連携し、バス定期券に特典を付与する制度をR2.2に創設した</p>
	<p>&lt;情報提供の強化&gt; <b>事業4-1</b> 多様な情報提供と内容の充実</p>	<p>○ICT等を活用した情報提供の強化 【検討主体：県・市町・交通事業者】 ⇒鉄道、路線バスを利用した複数の観光地への最適な行程を表示する機能等を追加するため、バスネットシステムを改修中</p> <p>○時刻表・バスマップの作成 【検討主体：県・市町・交通事業者】 ⇒中部圏域バスマップ・時刻表を作成（B2、5,000部）し、主要駅等の集客施設、自治体窓口、乗り方教室等で配布。引き続きR2年度も実施する</p>

現状・課題	事業内容	実施状況及び今後の主な取組み
<p>[持続可能な運行体制の確立]</p> <p>○効率的なバス運行への再編          本地域内には自治体間をまたがる長大路線が多く運行されている一方で、利用の少ない路線も見受けられる。また、中心市街地の構造から時間帯によって路線の重複も多い。将来にわたってバス路線を維持するため、実状に応じた運行の効率化に迫られている。</p> <p>旅客運送と貨物運送を組み合わせた貨客混載の取り組みについて、地域の実情に合わせて検討していく必要がある。</p> <p>○バス・タクシー乗務員の確保          全国的にバス・タクシーの乗務員不足・高齢化が進んでいるが、単にバス・タクシー事業者だけの問題ではなく、今後の公共交通の安定的な運行のために重要かつ不可欠な課題となっていることから、官民一体となった乗務員の確保・育成施策の展開が求められている。</p> <p>○住民との協働による運行の検討          本地域内の公共交通空白地域を一般乗合バスで細かくカバーすることは困難である。そのような地域では、自治会やNPOによる公共交通空白地有償運送や住民によるボランティア輸送等が考えられることから、必要に応じて住民との協働による運行について検討することが望まれる。</p>	<p>&lt;効率的な運行の実現&gt;</p> <p><b>事業5-1</b>          効率的な運行形態への再編</p> <hr/> <p><b>事業5-2</b>          貨客混載の取り組み検討</p>	<p>○長大路線の効率化  <b>【検討主体：県・市町・交通事業者・住民】</b>  <b>※令和元年10月路線再編実施</b>          ⇒赤碓線（上下28便）の見直し（上下4便）及び倉吉農高・倉吉西高周辺を経由する路線（上下6便）、青山剛昌ふるさと館を経由する路線（上下4便）を新設</p> <p><b>※R3年度路線再編を目指し検討中</b>          ⇒三朝町内路線（穴鴨線・小河内線）の再編を盛り込んだ三朝町再編計画を策定済み。R2年度中にダイヤ、乗降ポイント、運行受託者を確定し、R3年度の運行を目指す。</p> <p>○土日祝日のダイヤの見直し  <b>【検討主体：県・市町・交通事業者・住民】</b>          ⇒バスドライバーの労働条件改善の観点から、土日祝日は利用実態に合わせて見直す。          ⇒観光関係者のヒアリング実施済み。今後、バス事業者の交番等を考慮しながら、観光移動時間帯のダイヤ充実を検討する</p> <p>○タクシーの活用等による効率的な運行形態の導入  <b>【検討主体：県・市町・交通事業者・住民】</b>          ⇒三朝町内路線（穴鴨線・小河内線）の再編にあわせ、デマンド型乗合タクシーの導入等も検討する</p> <p>○中心市街地における過密ダイヤの緩和  <b>【検討主体：県・市町・交通事業者・住民】</b>          ⇒倉吉未来中心周辺のへのアクセス利便性の改善とあわせ検討中</p> <p>○貨客混載の導入に向けた検討  <b>【検討主体：県・市町・交通事業者・住民】</b>          ⇒貨客混載の導入に向けて、交通事業者と物流事業者間で協議しながら継続検討する</p>

現状・課題	事業内容	実施状況及び今後の主な取組み
	<p>＜路線維持のしくみづくり＞</p> <p><b>事業6-1</b></p> <p>住民との協働によるしくみづくり</p>	<p>○公共交通利用促進に関する情報提供 【検討主体：県・市町・交通事業者】 ⇒関係機関が連携し、9月を公共交通利用促進強化月間と定め、9/20～30（バスの日・秋の全国交通安全運動期間）に集中的にキャンペーンを展開（県内全域）。引き続き来年度も実施する</p> <p>＜公共交通利用促進キャンペーン概要＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・チラシ配布、のぼり・パネル設置、交通トリピー等によるPRイベント実施</li> <li>日時：R1.9.25（水）15:30～16:30</li> <li>場所：パープルタウン</li> <li>・各市町、主要駅、バスターミナル、集客施設等に公共交通利用促進PRポスター・のぼり掲出、チラシ配架等を実施</li> <li>・市町広報紙、ケーブルテレビ等によるPR広報を実施</li> </ul> <p>○住民との協働による運行のしくみづくりの研究 【検討主体：県・市町・交通事業者・住民】 ⇒住民からの要望に応じ、住民が主体となって運行するしくみについての勉強会を適宜実施する</p> <p>○住民等との協働による待合環境整備への協力 【検討主体：県・市町・交通事業者・住民】 ⇒「倉吉市住民参加型・地域企業貢献型バス停留所上屋整備事業補助金」により協働による待合環境整備に取り組んでおり、引き続き周知を行い、整備推進を図る</p>
	<p><b>事業6-2</b></p> <p>持続可能な運行体制支援</p>	<p>○ドライバーの確保・育成支援 【検討主体：県・市町・交通事業者】 ⇒関係機関が連携し、ドライバー仕事PR、路線バス・UDタクシー運転体験会、交通事業者との就職相談会等を実施した。引き続き来年度も実施する</p> <p>日時：R1.10.26（土）13:30～16:30 場所：運転免許試験場（湯梨浜町） 参加者：9名</p>

## 鳥取県中部地域公共交通協議会委員名簿

(令和2年4月1日現在)

	氏名	所属	役職	備考
1	石田 耕太郎	倉吉市	市長	
2	大澤 敏文	国土交通省中国運輸局鳥取運輸支局	首席運輸企画専門官	
3	波戸 秀浩	国土交通省中国地方整備局 倉吉河川国道事務所	調査設計課長	
4	広瀬 龍一	鳥取県	地域づくり推進部長	
5	石賀 祐二	鳥取県中部総合事務所 県土整備局	計画調査課長	
6	小林 真司	鳥取県中部総合事務所 地域振興局	副局長	新規委員
7	羽根田 真弓	倉吉市地域公共交通会議	会長	
8	赤坂 英樹	三朝町	副町長	
9	亀井 雅議	湯梨浜町	副町長	
10	山口 秀樹	琴浦町	副町長	
11	手嶋 俊樹	北栄町	副町長	
12	山崎 隆志	鳥取県警察本部	交通規制課長	
13	安達 正輝	倉吉警察署	交通課長	新規委員
14	石賀 聡	琴浦大山警察署	交通課長	新規委員
15	福永 慎一	日ノ丸自動車株式会社 倉吉営業所	所長	
16	徳丸 孝信	日本交通株式会社 倉吉営業所	相談役	
17	渡邊 眞二	西日本旅客鉄道株式会社	倉吉駅長	
18	山根 好美	日ノ丸ハイヤー株式会社 倉吉営業所	所長	
19	井上 信一郎	由良タクシー	代表代務者	
20	尾崎 潤二	特定非営利活動法人たかしろ	理事長	
21	加藤 博和	米子工業高等専門学校	教授	
22	山田 琢伸	中部地区高等学校PTA連合会	副会長	新規委員
23	新垣 智也	鳥取県PTA協議会	中部ブロック代表理事	
24	河野 和人	社会福祉法人 倉吉市身体障害者福祉協会	副会長	新規委員
25	—	公益社団法人 鳥取県老人クラブ連合会	—	※別途委嘱予定
26	橋本 孝之	一般社団法人 鳥取県バス協会	専務理事	
27	下吉 真人	一般社団法人 鳥取県ハイヤータクシー協会	中部支部長	
28	矢田 仁志	鳥取県交通運輸産業労働組合協議会	副議長	
29	蔵求 康宏	一般社団法人 鳥取中部観光推進機構	事務局長	
30	入江 康夫	公益社団法人 鳥取県観光連盟	専務理事	新規委員

## 鳥取県中部地域公共交通協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県中部圏域（以下、「圏域」という。）において誰もが使いやすい公共交通体系の構築を目指し、地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）及び地域公共交通再編実施計画（以下「再編実施計画」という。）の策定に関する協議並びに網形成計画及び再編実施計画の実施に係る連絡調整を行う鳥取県中部地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 網形成計画並びに再編実施計画の策定（事前調査を含む。）及び変更に関する協議
- (2) 網形成計画及び再編実施計画の実施に係る連絡調整
- (3) 前2号に掲げるもののほか必要な事業に関すること。

(協議会の委員)

第3条 協議会の委員は、別表1に掲げるとおりとし、倉吉市長が委嘱し、又は任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員の報酬及び費用弁償に関する事項は、会長が別に定める。

(協議会の役員)

第4条 協議会に会長及び副会長（以下「役員」という。）をそれぞれ1名置く。

- 2 会長は倉吉市長とし、副会長は会長の指名する者をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 役員任期は、2年とする。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前項の規定にかかわらず、役員は、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議を招集するときは、委員に対し、会議の目的である事項及び内容並びに日時、場所等を通知しなければならない。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、やむを得ない理由により会議に出席することができない委員があらかじめ通知された議事について、書面をもって表決し、又は当該委員が属する団体又は組織に属する者を代理人として出席させた場合は、当該委員が会議に出席したものとみなす。
- 4 会議は、会長が議長となる。
- 5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。
- 6 委員は、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保することにより地域福祉の向上に資するため、誠意及び責任のある議論を行うよう努めなければならない。
- 7 会議は、原則として公開とする。ただし、会議において個人情報を取り扱う場合は、非公開とする。



8 会長は、必要に応じ委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 会議の運営に当たって必要な事項を処理させるため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事は、鳥取県担当課長並びに圏域を構成する市町の担当課長、委員のうち一般乗合旅客自動車運送事業者の職員及び学識経験者をもって充てる。

3 幹事会に幹事長を置き、幹事の互選によりこれを定める。

4 幹事会は、必要に応じて幹事以外の者に対し、資料の提出、意見等を求めることができる。

5 幹事会において審査した事項については、協議会に報告するものとする。

(分科会)

第7条 会長は、圏域を構成するそれぞれの市町における地域公共交通に関する事項を協議するために必要があると認めるときは、協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会は、次の各号に掲げる分科会について、当該各号に定める市町に関する地域公共交通について協議するものとする。

(1) 倉吉市分科会 倉吉市

(2) 三朝町分科会 三朝町

(3) 湯梨浜町分科会 湯梨浜町

(4) 琴浦町分科会 琴浦町

(5) 北栄町分科会 北栄町

3 第5条及び第6条の規定は、分科会について準用する。この場合において、これらの規定中「協議会」とあるのは「分科会」と、「会長」とあるのは「分科会長」と、「副会長」とあるのは「副分科会長」と読み替えるものとする。

4 分科会長は、分科会で決議された事項について協議会に報告するものとし、協議会は、分科会の決議をもって協議会の議決とすることができる。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会の委員は、協議会において協議が整った事項について、その協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(守秘義務)

第9条 委員及び第5条第8項(第7条第3項において準用する場合を含む。)の規定により会議に出席を求められた者は、個人情報その他職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、倉吉市総務部企画課、鳥取県地域づくり推進部中山間・地域交通局地域交通政策課に置く。

2 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

3 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第11条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第12条 協議会に監査委員を2名置く。

2 監査委員は、協議会の委員の中から会長が指名する。

3 協議会の出納監査は、監査委員によって行う。

4 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(協議会が解散した場合の措置)

第13条 協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月20日から施行する。

(この要綱の改正に伴う経過措置)

2 協議会の要綱改正初年度の委員及び役員の任期については、第3条第2項及び第4条第5項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。